

茅ヶ崎市バドミントン協会会員登録規定

- 第1条 茅ヶ崎市バドミントン協会規約（以下「規約」という）第6条によりこの規定を定める。
- 第2条 登録は所定の団体及び個人登録申請書に登録料を添えて行うこと。
- 第3条 登録は毎年更新するものとする。
- 第4条 第2条に定める登録申請書と登録料が、茅ヶ崎市バドミントン協会事務局（以下「事務局」という）に届いた時点で、手続きが完了したものとする。
- 第5条 登録事項に変更が生じた場合、速やかに事務局に届け出るものとする。
- 第6条 当協会の団体間における二重登録は禁止する。
- 第7条 年度途中での脱会に対しての返金は一切しないものとする。
- 第8条 会員登録は年度途中の加入も認められる。
また 団体登録メンバーの追加削除は常時可能とする。
- 第9条 本会の登録者については、財団法人日本バドミントン協会に関する諸規定を準用する。
- 第10条 登録資格は義務教育終了以上の者とする。
- 第11条 茅ヶ崎、寒川地区の高等学校に在籍する学生は在籍する学校が、団体登録した時点で協会員と同等とする。但し、登録料は免除することとする。
- 第12条 団体並びに個人登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経て、会長がこれを除名することが出来る。
1. 第9条にて準用する財団法人日本バドミントン協会の諸規定に関する違反行為があった時。
 2. 虚偽の申請があった時。
- 第13条 会員は各大会の運営に関し積極的に協力するものとする。
- 第14条 協会対抗戦等外部にての大会に協会代表として出場する選手は、当協会の会員でなければならない。
但し、外部の大会等に参加するときはその大会の規定を遵守する。

附則

この規定は2020年（令和2年）度より施行する。

2024年5月12日 改定